

機関名	南九州市農業委員会事務局
任命権者	南九州市農業委員会 会長 寶代 行廣
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
南九州市農業委員会事務局における障がい者雇用に関する課題	<p>南九州市農業委員会事務局においては、職員総数（会計年度任用職員を除く）が9人の小規模な機関で、南九州市職員として採用された者が、定期の人事異動により就業している体制であり、これまで南九州市農業委員会事務局として独自に障がい者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>今後も同様の取り扱いとなる見込みであり、組織的な体制整備は実施していない。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>○計画期間内に新たに障がい者（1名）の採用を目標とする。 （評価方法） 毎年度、人事異動発令の際に総務人事部門で障がい者であることの把握を行う。ただし、評価結果の公表方法については、本人の意向を確認の上検討する。 ※ 障がい者に限定した募集を行わなくても、障がい者である職員を念頭においた形で職員の定期的配置を行うことも想定される。</p> <p>○在籍する雇用障がい者数が前年度を下回らない。 （評価方法） 現に、障がい者である職員が在籍している場合で、当該職員が欠員となった時は、障がい者である職員で補充を行う。</p>
②定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障がい者雇用推進者として事務局長を選任する。</p> <p>○総務課の障がい者職業生活相談員を、障がい者である職員の相談窓口として指定する。</p>

<p>2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、障がい者雇用推進者は総務課の障がい者職業生活相談員に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
<p>3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じることができるよう総務課の障がい者職業生活相談員に相談する。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○配置に当たっては、業務等の予定等を十分に考慮する。ただし、配置される職員は定員適正化計画に基づいた職員のみとし、会計年度任用職員の配置は行わない。</p>
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>